

奈医大人第 220 号
令和 4年 2月24日

奈 良 県 知 事 殿

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細 井 裕 司

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程、
職員給与規程等の改正について

このことについて、別紙のとおり改正したので、地方独立行政法人法第56
条第1項及び第57条第2項の規定に基づき届出します。

給与改定等に伴う規程改正概要

I 役員報酬改定関係

1 期末手当の改定

令和4年度分(令和4年4月1日施行)

| 令和4年度支給予定月数 | | | |
|-------------|-------|------|------|
| 6月 | 12月 | | 計 |
| | 12月支給 | 3月支給 | |
| 1.625 | 1.525 | 0.1 | 3.25 |

*注 3月支給の支給率は、年間支給率を
3.25月とした場合のもの

*参考 令和3年度分

| |
|--|
| 3月支給月数を下記のとおり決定 ア 奈良県特別職給与改定連動分(人勧分)▲0.1月→実施 イ 3月支給予定の0.1月分→実施 →合計 支給なし |
|--|

| 令和3年度支給予定月数 | | | |
|-------------|-------|------|------|
| 6月 | 12月 | | 計 |
| | 12月支給 | 3月支給 | |
| 1.675 | 1.575 | 0.1 | 3.35 |

→

| 令和3年度確定支給月数 | | | |
|-------------|-------|------|------|
| 6月 | 12月 | | 計 |
| | 12月支給 | 3月支給 | |
| 1.675 | 1.575 | 0.00 | 3.25 |

2 新型コロナウイルス感染症対応手当の支給

令和4年1月から、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)における病床確保料補助の支給要件に、職員への処遇改善の実施が追加されたことに伴う措置

- ①手 当 額 50,000円
- ②支 給 日 3月例月支給日(1回限り)

3 給与抑制措置の継続

令和4年度も、令和3年度と同様の給与抑制措置の継続(2.8%)

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の一部改正

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の162.5</u>、12月に支給する場合には <u>100分の162.5</u> を上限として理事長が定める月数（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症対応手当)</u></p> <p>第7条の2 <u>令和4年3月1日に在職し、令和3年12月10日に前条に規定する期末手当の支給を受けた役員に、新型コロナウイルス感染症対応手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、50,000円とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額を、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間</u>（以下、「特例期間」という。）、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 <u>この規程は、令和4年3月1日から施行する。ただし、第7条及び附則第2項の規定は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(規定の失効)</u></p> <p>2 <u>第7条の2の規定は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> | <p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の167.5</u>、12月に支給する場合には <u>100分の167.5</u> を上限として理事長が定める月数（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額を、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間</u>（以下、「特例期間」という。）、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p> |

(参考)

(賞与支給月数)

| ～平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | | 平成 27 年度 | | |
|-----------|--------|--------|----------|-------|-------|----------|---------|--------|
| 6 月 | 12 月 | 合計 | 6 月 | 12 月 | 合計 | 6 月 | 12 月 | 合計 |
| 1.4 月 | 1.55 月 | 2.95 月 | 1.4 月 | 1.7 月 | 3.1 月 | 1.475 月 | 1.675 月 | 3.15 月 |

| 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | | | 平成 30 年度 | | |
|----------|--------|--------|----------|--------|-------|----------|---------|--------|
| 6 月 | 12 月 | 合計 | 6 月 | 12 月 | | 6 月 | 12 月 | 合計 |
| 1.5 月 | 1.75 月 | 3.25 月 | 1.55 月 | 1.75 月 | 3.3 月 | 1.575 月 | 1.775 月 | 3.35 月 |

| 令和元（平成 31）年度 | | | | 令和 2 年度 | | | |
|--------------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 6 月 | 12 月 | | 合計 | 6 月 | 12 月 | | 合計 |
| | 12 月支給 | 3 月支給 | | | 12 月支給 | 3 月支給 | |
| 1.675 月 | 1.625 月 | 0.05 月 | 3.35 月 | 1.7 月 | 1.6 月 | 0.05 月 | 3.35 月 |

| 令和 3 年度（改定前） | | | | 令和 3 年度（改定後） | | | |
|--------------|---------|-------|--------|--------------|---------|--------|--------|
| 6 月 | 12 月 | | 合計 | 6 月 | 12 月 | | 合計 |
| | 12 月支給 | 3 月支給 | | | 12 月支給 | 3 月支給 | |
| 1.675 月 | 1.575 月 | 0.1 月 | 3.35 月 | 1.675 月 | 1.575 月 | 0.00 月 | 3.25 月 |

| 令和 4 年度（予定） | | | |
|-------------|---------|-------|--------|
| 6 月 | 12 月 | | 合計 |
| | 12 月支給 | 3 月支給 | |
| 1.625 月 | 1.525 月 | 0.1 月 | 3.25 月 |